

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

法案の概要

人事院勧告に伴い、自衛官の俸給月額及びボーナスを引き上げる等の改正

改定の内容

1. 令和6年4月1日に遡って適用

(1) 民間給与との較差を解消するため、初任給・若年層を重点に自衛官の全号俸の俸給月額の引上げ等

- ・ 2 士（高校新卒） 198,800円 → 224,600円 （+25,800円・13.0%）
- ・ 自衛官候補生 157,100円 → 179,000円 （+21,900円・13.9%）
- ・ 防大・防医大の学生 131,300円 → 151,300円 （+20,000円・15.2%）
- ・ 陸自高等工科学校生徒 117,900円 → 138,000円 （+20,100円・17.0%）

（※）事務官等のうち自衛隊教官の俸給表はこの改正法で改定。その他の事務官等の俸給月額は、一般職給与法の改正に連動して改定

(2) 学生・生徒等のボーナスの引上げ<令和6年12月のボーナスから引上げ>

- ・ 年間3.40月分 → 3.45月分（+0.05月分）

（※）一般の隊員（自衛官及び事務官等）等のボーナスは、一般職給与法の改正に連動して改定

- ・ 一般の隊員 年間4.50月分 → 4.60月分（+0.10月分）
- ・ 指定職職員 年間3.40月分 → 3.45月分（+0.05月分）

【参考】年収増への効果（一例）

- ・ 士長（20歳） 約55万円増額
- ・ 2曹（35歳） 約26万円増額
- ・ 2尉（40歳） 約17万円増額

2. 令和7年4月1日から施行

(1) 俸給体系の見直し

- ・ 職務や職責をより重視した俸給体系を導入

（※）事務官等のうち自衛隊教官の俸給表はこの改正法で改定。その他の事務官等の俸給月額は、一般職給与法の改正に連動して改定

(2) 一般職給与法の改正に連動して地域手当、通勤手当、扶養手当等を見直し

施行期日

法律の公布の日（2. は令和7年4月1日）